令和1年10月15日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて**

　この度の「令和元年台風第19号による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険証険・届出印鑑等の紛失に対する対応について**

申出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど、可能な限り便宜措置を図ります。

**２．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**３．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**４．災害救助法適用地町村及び適用日について**

　①　適用日　　令和1年10月12日

　　②　適用地域

　　　　岩手県　 　　6市 ５町 ３村

　　　　宮城県　　 14市20町 1村

　　　　福島県　 12市26町 12村

　　　　茨城県　 20市 3町

　　　　栃木県　 10市 4町

　　　　群馬県 　 11市11町 4村

　　　　埼玉県　 21市18町 1村

　　　　東京都　　6区15市 3町 1村

　　　　神奈川県　 11市 7町 1村

　　　　新潟県 3市

　　　　山梨県 10市 6町 4村

　　　　長野県 16市14町14村

　　　　静岡県 1市 1町

13都県合計 6区150市118町41村

尚、適用地域の詳細は下記よりご確認ください。

内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\_tekiyou.html

以上

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**